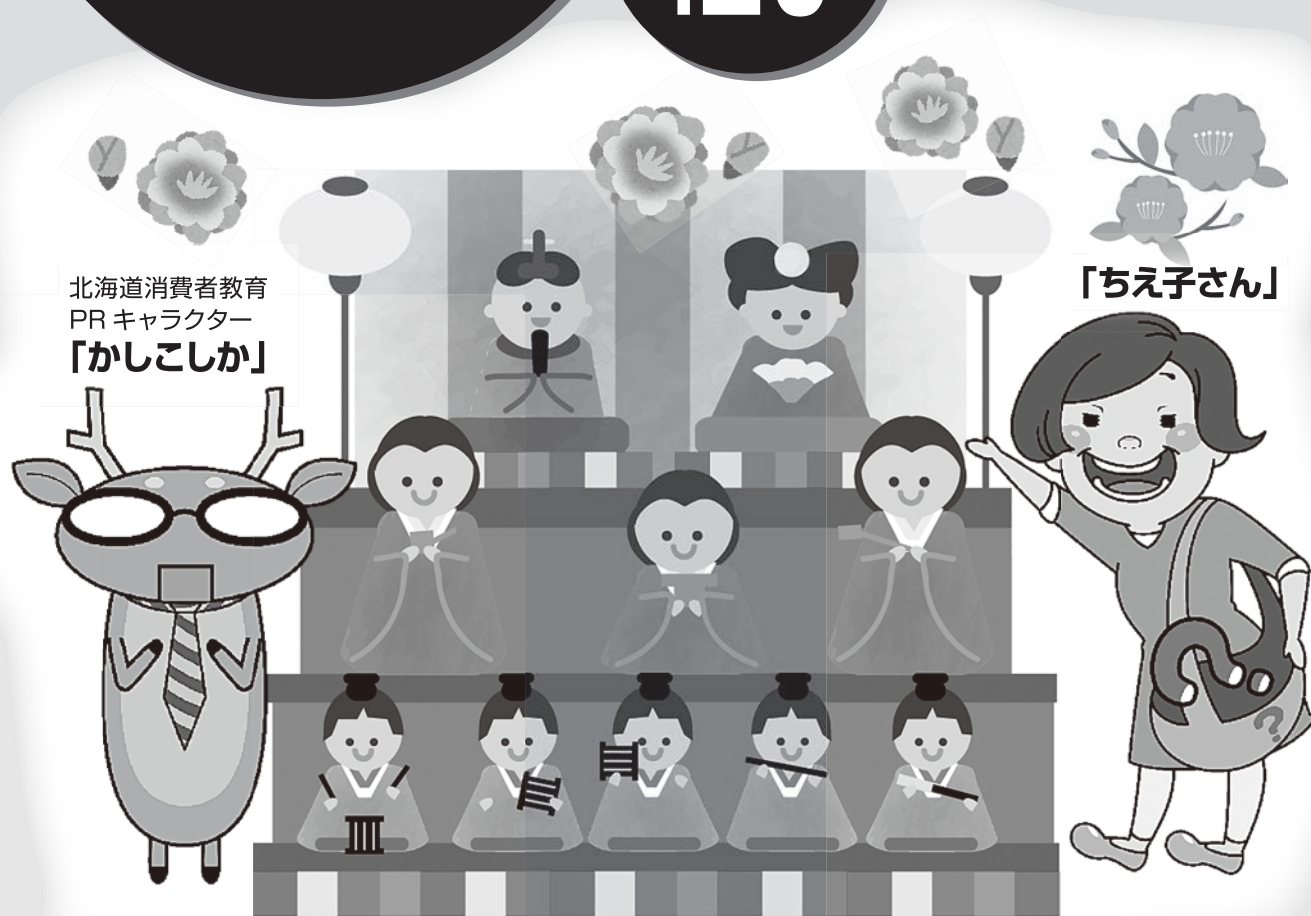


センターニュース きらめく

NO. 120 3月号

くらしに役立つ生活情報
北海道立消費生活センター



主な内容

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 4月から新食品表示基準本格実施……………2 | 2019年特殊詐欺認知件数／ |
| 改正民法（債権法）4月1日施行……………2 | ニセ警察官に注意！……………4 |
| 引っ越しシーズン！契約内容に注意……………3 | TV通販注文時に電話勧誘……………5 |
| 3月14日 JRダイヤ改正……………3 | カセットボンベの保管期間に注意！…6、7 |
| 5月の消費者月間統一テーマ決まる……………3 | 啓発パネルのご活用を……………8 |
| 親子体験教室／海ごみ・ポイ捨て防止大会…4 | |

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>

4月1日から新食品表示基準が本格実施

現在、経過措置中の新しい食品表示基準が4月1日から本格実施されます。アレルギーの表示方法を変更するとともに、栄養成分表示の義務化、新たに機能性表示制度を創設するなど、消費者にとってより食品選びの選択幅が広がる内容となっています。

5つの栄養成分を表示

主なポイントは3つです。1つは、すべての加工食品と添加物に熱量（エネルギー）、タンパク質、脂質、炭水化物、食塩相当量の5つの栄養成分を表示することが義務付けられました。

栄養成分表示 1食 14g（1袋）あたり	
エネルギー	52kcal
たんぱく質	0.8g
脂質	0.6g
炭水化物	10.9g
食塩相当量	0.9g
※値はサンプル品分析による推定値です。	

アレルギー表示を個別表示へ

2つ目はアレルギー表示の原則「個別表示」です。コンビニ弁当などのように複数の食品を詰め合わ

せた商品の場合、例えば卵アレルギーの人が卵を使ったものだけを避けて食べることができるようになります。

併せてアレルギー表示をしなくても良いとされていたマヨネーズやパンなどの特定加工食品の分類が廃止され、アレルギー表示が義務付けられます。例えば卵を使っていないマヨネーズ風調味料や米粉を使ったパンなど、アレルゲンを含まない加工食品と区別できるようになります。

新たに機能性表示食品

3つ目は、新たに機能性表示食品を設けます。事業者が消費者庁に届け出た安全性や機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任で機能性の表示を行います。

新たな食品表示基準の実施により、消費者の選択幅が広がります。表示を見ながら健康を考えた食品選びをしましょう。

改正民法（債権法）4月1日施行

民法に定められた契約等に関する最も基本的なルール債権法が改正され、4月1日から施行されます。消滅時効、法定利率、保証人の保護、定型約款の大きく4つの内容が変わります。併せて賃貸借に関するルールなども新たに明文化されます。

民法における債権法は1896年に制定されて以降、実質的な見直しがほとんど行われておらず、今回の改正では、社会経済の変化に対応したルール変更、実際の取引等で通用している基本的なルールが条文化されました。

消滅時効に関しては、これまでの権利行使できるときから10年（例外として1～5年）に加え、それを知ったときから5年としました（例外は廃止しました）。これにより、例えば友人に貸したお金を5年以内に請求しないと取り戻せなくなる可能性があるので注意が必要です。

また、裁判や取引実務で通用している基本的なルールとして、認知症などにより判断能

力を有しない人が締結した契約は無効と明記しました。

賃貸借住居の原状回復等を明記

また、原状回復をめぐるトラブルでは、国土交通省のガイドラインでも明示されているように、日照などの自然現象によるクロスの変色や画びょうの穴など通常損耗・経年変化の原状回復は貸主の責任であることを明文化しました。トラブルの多いアパート等の賃貸借契約では、貸主は賃料などの債務を差し引いた残額の敷金を返還しなければならないことを条文に盛り込みました。

今回の改正内容は、消費者にとって身近で重要な内容でもあり、契約時等において注意が必要です。



引っ越しシーズン、契約等のトラブルに注意

春の引っ越しシーズンを迎えますが、引っ越し業者とのトラブルなどによる相談が各消費生活相談窓口に寄せられています。

道立消費生活センターにも、「複数社に電話で見積を依頼したが、混雑期を理由に金額が非常に高額だった」「タンスやベッド、冷蔵庫を業者に傷つけられた。修理の話はしているが返事がない」「半透明の衣装ケース2個が紛失していた。業者に連絡したが、トラックに荷物は残っていないと言われた」等の相談が寄せられています。また、引っ越し業者から電力会社やインターネットのプロバイダーなど、引っ越しに伴う各種契約等について勧誘を受けるケースもあります。



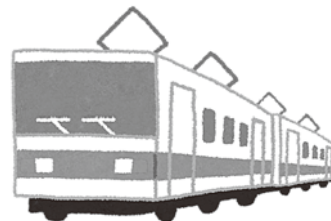
特にインターネットから申し込む場合の引っ越し業者との契約に当たっては、荷物の量を直接確認してもらったり、事前に複数社の見積を取るなど、契約内容を慎

重に検討しましょう。また、引っ越し後にはすぐに荷物を確認し、破損や紛失などがあれば業者に早急に連絡をしてください。

万が一、トラブルになった場合は、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

JRが3月14日にダイヤ改正

JR北海道は3月14日に札幌圏の輸送体系の見直しを中心としたダイヤ改正を行います。千歳線「快速



エアポート」を増発し空港アクセスを強化するとともに、函館線では通勤利用者の利便性向上に向けて区間快速「いしかりライナー」を各駅停車化するなどの改正が行われます。

このほか、4月24日に胆振管内白老町に開設される民族共生象徴空間「ウポポイ」へのアクセス向上策として、新たに特急「北斗」19本が白老駅に停車します。

5月の消費者月間統一テーマ

「豊かな未来へ～『もったいない』から始めよう！～」

消費者庁は、2020年度の「消費者月間」（5月）の全国統一テーマを「豊かな未来へ～『もったいない』から始めよう！～」に決めました。

消費者を取り巻く環境や消費者の価値観は、時代の変化とともに複雑化、多様化しています。そうした中、昨年10月に国民運動として食品ロスを減らすための「食品ロス削減推進法」が施行されたことを受け、2020年度消費者月間では、消費者、事業者、地方公共団体・国などの多様な主体が連携しながら食品ロスを削減するなど、消費を通じた豊かな未来づくりに参画することを目的にテーマを掲げました。

これを機に、消費者一人ひとりが「もった

いない」の考えの下で必要な量だけ購入して食べきるなど具体的な行動を起こすきっかけとなるよう期待されています。



昨年5月の街頭啓発の様子

親子で太陽光発電学が



道立消費生活センターは昨年12月26日、同センターで冬休み親子体験学習「太陽電池とLEDを学ぼう」を開きました。親子

24人が参加し、限りある資源を守るための省エネの取り組みなどについて学ぶとともに、太陽光電池を利用したLEDのソーラーライトのキットを組み立てました。

講師を務めたパナソニックライフソリューションズCS部サービス・サポート企画課の中村光宏さんは、発電には水力や風力、太陽光といった自然エネルギーのほか、石油や石炭など化石燃料を燃やす火力、ウランを燃料とする原子力発電があることを紹介。「化石燃料はいつかなくなってしまうので大事に使ってほしい」と話しました。

この後、子どもたちは中村さんが用意した手回し発電機を使った実験をしたり、LEDソ

ーラーライトのキットを組み立て、太陽光発電の仕組みについて体験したりして、学びを深めていました。

海ごみ・ポイ捨て防止大会

北海道、北海道環境道民会議共催の「守ろう美しい北海道！海ごみ・ポイ捨て防止大会」（環境道民会議ウインターミーティング2019）が1月14日、札幌市内のホテルで行われました。

「海ごみを減らすために、今、私たちができること」をテーマに行われたパネルディスカッションでは、パネリストの1人が「よく海外からのごみが多いと言われているが、道内は多くが流木、缶・瓶などの生活ごみ、海岸利用者が捨てたバーベキュー器具など」と強調。また海ごみを減らすために今からできる対策として「お菓子の個別包装をやめる」



「海岸利用者から利用料を徴収する」などの意見が上がりました。

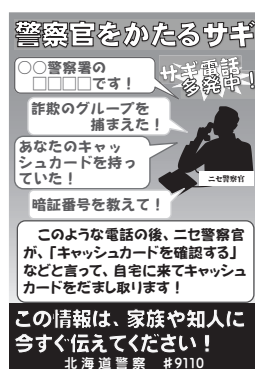
昨年の特殊詐欺被害 3億円超

北海道警察本部がまとめた2019年中の道内における特殊詐欺認知件数は、前年よりも41件少ない108件でした。被害金額は3795万円減の3億887万円。最も多いのは架空請求詐欺で7件減の67件、次いでオレオレ詐欺が4件減の27件でした。

被害金額の内訳は、認知件数同様に架空請求詐欺が2億566万円でもっと多く、次いでオレオレ詐欺が1億178万円でした。

特殊詐欺認知件数が前年より少なくなった一方、警察官等を装って被害者に電話をかけ「キャッシュカードが不正利用されている」等の名目でキャッシュカードを準備させ、隙を見てカードを窃取する特殊詐欺類似窃盗は、39件増の52件で、被害金額は8136万円増の1億763万円でした。

ニセ警察官からの電話に注意！



今年に入ってから札幌市内や近郊において、警察官を名乗る特殊詐欺の予兆と認められる電話がかかってくる事案が発生しています。

道警本部によると、電話の内容は「窃盗グループを逮捕したらあなたの

キャッシュカードを持っていた」「あなたの情報が会社3社に登録されているので削除していいか」「被害者支援センターのボランティアに登録してほしい」などです。

道警本部では、警察官を名乗っていても安易に信用せず、自分で調べた警察の電話番号に電話して事実確認するなど、注意を呼びかけています。

消費生活相談

困ったときは…相談専用電話へ
☎050-7505-0999

TV通販でひざ用サポーターを購入するはずが…

注文の電話でサプリメントを勧められた

Q 2日前、テレビショッピングを見ていて、サポーターが今だけ半額と案内されていたので電話をしたところ「込み合っている」と言われて、折り返し電話があった。サポーターを注文しようとしたところ、ひざの痛みに効くというサプリメントを勧められたので、サポーターだけでいいと断ったが「サプリメントを買いとサポーターはサービスする」等と何度も勧められて、必要なかったが断り切れず

に購入してしまっただ。そもそもテレビショッピングでサプリメントは案内しておらず、買うつもりはなかった。解約したい。

（80代 女性）



A テレビショッピングで案内されていた商品を電話で注文した場合には、特定商取引法の通信販売に該当します。しかし、このケースでは、テレビショッピングで案内されていなかったサプリメントを電話で勧誘されて購入しているため、特定商取引法の電話勧誘販売に該当すると考えられます。この場合、事業者は、法律で定められた事項を記載した書面を交付する義務があり、消費者は書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。その際、返品に伴う送料は事業者側の負担とされています。

当センターから事業者に連絡を取ったところ、事業者からは「サプリメントは発送済みだが、解約に応じる。サプリメントが届いた際には、送料自己負担で返送してほしい」と回答がありました。当センターからは「サプリメントは電話で勧誘を受けて購入している。電話勧誘販売に該当すると考えられるため、クーリング・オフが可能で、返品に伴う送料は事業者負担ではないか」と交渉しました。また、断っているにもかかわらず、勧誘を続ける行為は、特定商取引法と北海道消費

生活条例において禁止されていると指摘し交渉を続けました。しかし、事業者は「通信販売なので送料は負担しない」との主張を崩しませんでした。そのような交渉状況を相談者に伝えたところ、解約できるのであれば送料は負担してもよいとのことだったため、返品することになりました。この事例のように、広告以外の商品を勧誘された場合、不必要であればきっぱりと断りましょう。

通信販売は契約内容をよく確認

通信販売については、法律上のクーリング・オフ制度はありませんが、返品の可否と返品できる場合の条件などを広告にわかりやすく表示しなければなりません。最近、インターネット通販で健康食品や化粧品をお試し価格で購入したはずが、数カ月分の定期購入が条件になっていて、途中で解約できないなどの相談も多く寄せられています。注文の前に契約内容をよく確認しましょう。

トラブルに遭ったら、早急に最寄りの消費生活相談窓口にご相談を。

カセットボンベの保管期間にご注意！ ～内部のゴムパッキン劣化でガス漏れも～

国民生活センターの
テスト（抜粋）

カセットこんろの燃料として使用されるカセットボンベは、利便性が高く、手軽な反面、高圧ガスを使用した可燃性の商品であるため、取り扱いには注意が必要です。2014年度以降（2019年10月末日まで）、全国の消費生活センター等で受け付けたカセットボンベに関する相談は283件あり、そのうち64件はガス漏れに関する事例でした。

カセットボンベは、防災対策の日常備蓄品としても推奨されていますが、製造から長期間経過したり、保管環境が悪いと内部パッキンの劣化によってガス漏れが発生する可能性があります。大変危険です。

そこで独立行政法人国民生活センターは、長期保管されていたり、保管環境が悪かったカセットボンベを調査し、消費者へ情報提供しています。

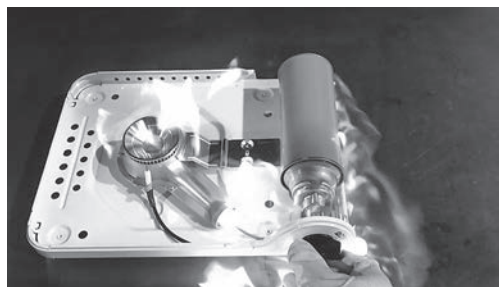
カセットボンベの噴出部の構造について

カセットボンベは先端（ステム）を押し込むことで充てんされているガスが噴出します。カセットボンベの気密性を保つために、内部にはパッキンが取り付けられています（図参照）。

国民生活センターでは、消費生活センターからの依頼により、カセットボンベとカセットこんろの接続部から炎が上がったという相談事例について原因究明のためテストを実施

しています。テストの結果、長期保管による経年劣化で内部パッキンが硬くなったことで、気密性が保てなくなり、ガス漏れが発生し、引火して炎が上がったと考えられました。

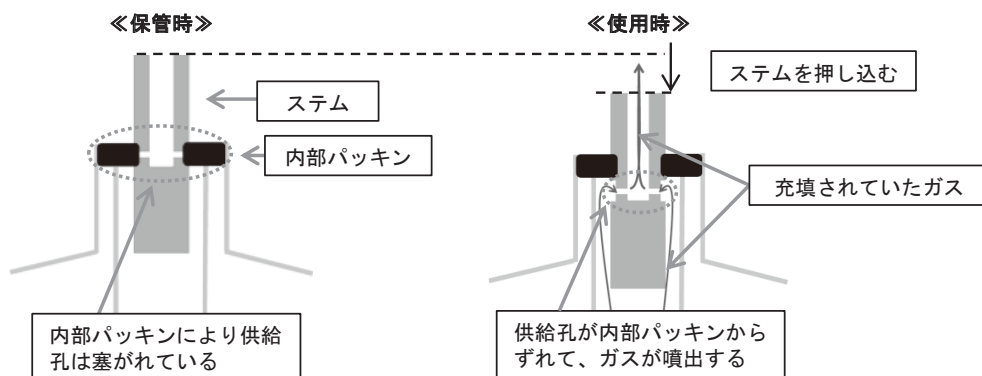
内部パッキンの劣化は、金属部の変形や表面のさびとは異なり、外観から見ることでできないため、どの程度の劣化状態かは確認ができません。また、カセットボンベの金属部が変形したり、表面にさびが発生することによってもガス漏れが発生することもあります。



点火時にカセットボンベから漏れていたガスに引火する状況の再現

カセットボンベの調査

一般家庭で保管されていたカセットボンベの提供を受け調査しました。16年以上の長期保管されていたカセットボンベは、本来はガスが噴出することのないステムの根本付近からガス漏れが発生しました。購入後の保管期間が5年程度のカセットボンベであっても保管環境が悪い（屋外での保管）場合はガス漏れが発生しました。（写真1）



図．カセットボンベの内部パッキンの概略

写真1. ガス漏れの調査



ステムの先端を押し込むとステムの根元付近からガス漏れが発生し、検知液を塗布すると泡立った

ステムの根本の内部パッキンの調査

長期保管（約30年）されており、ステムの根本付近からガス漏れの発生が確認されたカセットボンベの内部パッキンを取り出してみると、経年変化による劣化によって硬くなっていました。（写真2）

表示の調査

- ・使い切る目安となる使用期限の表示があるものとないものがありました。
- ・ガスが残っている状態で処分したいときの対応方法について具体的な表示はありませんでした。

消費者へのアドバイス

- ・近年販売されたカセットボンベには、製造年月日表示されています。現在お持ちのカセットボンベは、製造年月日から長期間経過していないか確認してから使用しましょう。製造時期や購入時期がわからないような場合や、金属部に変形やさびがある場合は使用し

ないようにしましょう

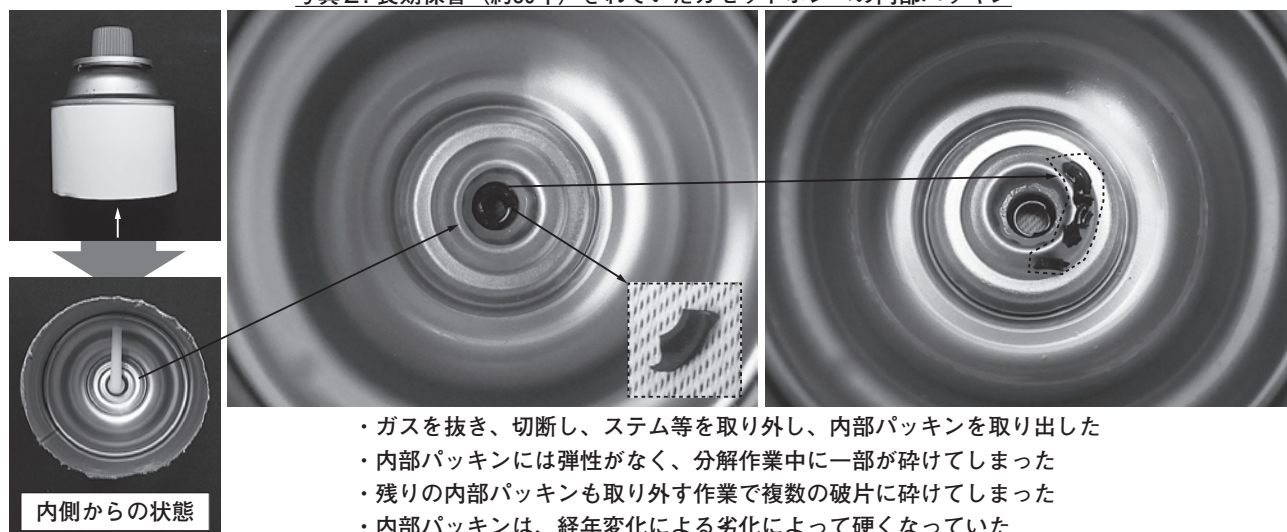
- ・不要となったカセットボンベは、空になった状態でお住まいの自治体の指示に従って廃棄しましょう
- ・カセットボンベはこんろ等の使用器具から取り外して適切な方法で保管し、年に一度は製造時期を確認し、経年に応じて使い切りましょう。災害対策用等で備蓄しているものは、経年に応じて古いものは使い切り、新しいものを補充しておきましょう

業界・事業者への要望

- ・すべてのカセットボンベに使い切る目安となる使用期限の表示を要望します
- ・ガスが残っている状態でカセットボンベを処分したい場合の具体的な対応方法について消費者への周知を要望します

※詳細は国民生活センターのホームページを参照してください。

写真2. 長期保管（約30年）されていたカセットボンベの内部パッキン



- ・ガスを抜き、切断し、ステム等を取り外し、内部パッキンを取り出した
- ・内部パッキンには弾性がなく、分解作業中に一部が砕けてしまった
- ・残りの内部パッキンも取り外す作業で複数の破片に砕けてしまった
- ・内部パッキンは、経年変化による劣化によって硬くなっていた

啓発パネル貸し出し中です！

道立消費生活センターでは、消費生活展など啓発イベントで掲示できる啓発パネルの貸し出しを行っています。

パネルは、多様化する悪質商法や環境問題、食品関係などセンターが作成したものが約200枚と、国民生活センターの「見守り新鮮情報」約40枚を用意しています。

幅広い消費者問題の中でも、特に最近話題となっているのは、昨年10月に法施行された食品ロス削減をテーマにしたもの。食品ロスの背景などを説明する基礎編のほか、どのように食品ロス削減に取り組むべきかを紹介する家庭編、宴会編とシリーズで用意しています。

このほか、若者が狙われているトラブルシリーズ、無料通話アプリ「LINE」の乗っ取り詐欺をテーマにしたパネルも用意してお

り、幅広い年代、テーマに対応しています。

大きさはB1版で、パネルの種類は同センターのホームページに掲載しています。

パネルの貸し出しに関する問い合わせは、同センター教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。



さまざまな問題に対応した啓発パネル

見学しませんか！受付中



展示コーナーを見学する来館者たち

道立消費生活センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

平成30年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、自治体職員など53団体548人が訪れました。参加者は悪質商法や特殊詐欺の手口を知るミニ講座に耳を傾け、食品の着色料や糖分、繊維などの簡易実験に取り組みました。

利用は無料です。職員による案内は、予約が必要となります。講座や実験の内容等については相談に応じます。

申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索